

青色回転灯証明申請を行う団体に対する委嘱の基準

1 申請

- (1) 青色回転灯証明申請を行う団体で委嘱を希望する団体は、「青色回転灯証明申請に伴う委嘱申請書」を市に提出する。

2 委嘱を受けようとする団体

- (1) 警察署に登録し、自警団として認められた団体。
- (2) 団体の構成員は、日立市内に住所を有するものであること。
- (3) 団体の構成員は、概ね10名以上とする。
- (4) 長期間継続的に防犯活動が行われる団体。
- (5) 青色回転灯を設置する車両を有すること。
- (6) 活動車両の駐車場を有すること。

3 活動内容

- (1) 防犯パトロールは、原則として週に1回以上計画し実施する。
- (2) 活動範囲は、原則として申請団体の地域内においてパトロール活動を行う。
- (3) 青色防犯パトロール車には、青色防犯パトロール講習会を受講し、修了証を交付された者が1名以上乗車すること。
- (4) 防犯パトロールを行う場合は、安全第一として実施する。犯罪等を目撃した場合には、直ちに警察に通報して追跡等を行わない。

4 委嘱の期間

- (1) 委嘱期間は、2年間とし、再委嘱は妨げないものとする。ただし、再委嘱の場合は、青色回転灯証明申請に伴う委嘱申請書を提出する。

5 報告

- (1) 青色回転灯証明申請書を警察に提出し、証明書を交付された場合は、その写しを一部提出する。
- (2) 年間の活動実績を年度末に報告する。

6 その他

- (1) 事業の運営に関する一切の費用等は、団体負担とする。
- (2) 防犯パトロール中の一切の車両事故等については、防犯団体が自己の責任のもとで行う。